

経理責任者等会議記録

- 1 日 時 平成30年5月23日(水) 午前10時00分開議
- 2 場 所 議会棟1階第1会議室
- 3 出席議員
- | | | |
|-----------|-----|---------|
| 市民クラブ | 座長 | 岩 堀 研 嗣 |
| 〃 | | 渋谷 剛 士 |
| 公明党 | 副座長 | 高橋 伸 之 |
| 〃 | | 鈴木 智 明 |
| まつど自民 | | 大谷 茂 範 |
| 〃 | | 大塚 健 児 |
| 日本共産党 | | 高木 健 子 |
| 〃 | | 山口 正 子 |
| 政策実行フォーラム | | D E L I |
| 〃 | | 増田 薫 |
| 市民力 | | 山中 啓 之 |
| 無所属 | | 大橋 博 矢 |
| 〃 | | 箕輪 信 三 |
| 〃 | | 桜井 秀 京 |
| 〃 | | 中 田 |
- 4 出席事務局職員
- | | |
|---------|----------|
| 事務局 長 | 荒川 浩 二 |
| 庶務課 長 | 三根 秀 洋 |
| 庶務課長補佐 | 渋谷 木 奈緒美 |
| 庶務課長補佐 | 田中 実 章 |
| 庶務課主幹 | 今野 貴 章 |
| 庶務課主査 | 白石 純 子 |
| 庶務課主任主事 | 太田 佑 樹 |
| 庶務課主任主事 | 菊池 弘 和 |

5 会議に付した事件

- (1) 平成29年度政務活動費収支報告について
- (2) 通信交通費上限額を月1万円から年12万円への改正及び改正時期について

6 会議の経過及び概要

(1) 平成29年度政務活動費収支報告について

岩堀研嗣座長

これより経理責任者等会議を開催いたします。

本日、渋谷剛士議員より欠席する旨の連絡がありましたので、御報告を申し上げます。また、皆様におかれましては、非常に大変な作業をありがとうございました。特に事務局職員には丁寧にきめ細かく対応していただきまして、大変だっただろうと思います。ありがとうございました。

また、午後に予定のある方もいらっしゃるかと思いますので、速やかな進行に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日の進行につきましては、まず、皆様方にいろいろ疑問点を出していただいたと思いますが、それに対する対応と、2番目の議題としまして、通信交通費の上限額を月1万円から年12万円への改正及び改正時期等についてお話をいただきたいと思っております。最後に、前回少し話題にも出ましたが、政務活動費の後払い方式について、事務局で少し調査をしていただきましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速ですが、お手元に配付の次第にのっとり会議を進めていきたいと思っております。

議題に入ります前に確認をしておきたいのですが、経理責任者等会議は、政務活動の適正な運営を図るため設置されており、政務活動費の調査研究、充てることができる経費の範囲、その他議長が必要と認める事項を所掌しております。政務活動費の使い方に関しては、基本的に個人できちんと説明ができるのが原則になるため、自己責任の範疇に入ります。その辺を念頭に置いた中での御協議という形にさせていただきたいと思っております。ただし、松戸市議会として、外部から見られたときにいろいろと問題が出てくる場合が生じますので、皆さんで意思統一をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、(1)平成29年度政務活動費収支報告についてを議題といたします。

先日、収支報告書の閲覧期間を設け、質問や協議すべき事項を事務局へ提出していただくよう依頼をいたしましたところ、本日欠席ですが渋谷剛士議員、鈴木智明議員、増田薫議員、高木健議員、山口正子議員、山中啓之議員及び中田京議員より疑問点として提出がなされております。御提出された疑問点の内容を、まず正副座長で、以前より疑問点として挙がっており、松戸市議会政務活動費取扱手引において明記されている事項を、お手元の資料1として振り分けをさせていただきました。資料2につきましては、本日協議していただく事項としてそれぞれ列挙させていただいた形をとっております。資料1としているもので、これは話し合ったほうがいいのかという協議事項があれば、

最後に言っていただければ、それについても確認をさせていただきたいと思っておりますので、そうした順序で進めさせていただきたいと思っております。

また、資料1につきましては、市政報告書の発送の際は、取扱手引にもありますように郵便料の割引サービスを活用されますことや、ホームページ管理更新料については、できるだけ契約内容がわかる明細書等を添付していただきますようお願いを申し上げます。また、資料1で、ほかの事項についても各会派で御確認をいただき、政務活動費の使途についてより透明性の確保に努めていただけるようお願いをいたします。皆様、それでよろしいでしょうか。

それでは、資料2について御協議をお願いしたいと思います。項目ごとにと並んでおりますので、順次議員のほうから疑問点が出されておりますので、それについてそれぞれ御説明をいただきたいと思いますと思っております。ただ今回、かなりボリュームがありますので、時間の関係もございますので、これは、この協議の場に出さなくてもいいという項目がありましたら、それについては省いて御説明をしていただければというように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2の上から順番に、山中啓之議員から簡単に御説明をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

山中啓之議員

山中です。よろしく申し上げます。

資料2についてのみの言及が求められているということで、資料1については、してはいけないということの認識でよろしいですか。

岩堀研嗣座長

最後に、資料1の内容で、これについてはとお考えになられる部分をいただきたいと思っておりますので。

山中啓之議員

最後というのは、この発言の中の最後ですか。それとも会議の最後ですか。

岩堀研嗣座長

まとめて最後でお願いいたします。

山中啓之議員

いつまとめればよろしいのですか。

岩堀研嗣座長

これが一巡しますよね。それが一区切り終わった段階で、資料2について協議の必要があるものはありますかということでお聞きしますので。

山中啓之議員

資料2についてだけ話します。

1番から早速まいります。桜井秀三議員と大橋博議員の報告書の内容が非常に似通っていたということです。昨今、県議会はじめいろいろなところで問題になっているので、見栄えの点から、御本人がそれでいいと言うならいいと思うのですが、少し心配になったので、ホームページとか、公開とか、いろいろ言われていますので、松戸市議会として誤解を招かないようにしたほうがよろしいのではないかなと言われましたけれども、ほかの方も御指摘されているので、私からは以上です。本人がいいと言えればそれでいいと思います。

岩堀研嗣座長

まず、調査研究費で区切っていきたいと思います。それから、先ほど資料2の中で協議が必要と申し上げたのですが、資料1の中で取り上げたいものが出てきた場合には、最後にまとめてお伺いします。

中田京議員、よろしくをお願いします。

中田京議員

2点書きましたけれども、それぞれもう少し内容が書かれた報告書がいいなと思ったことと、それから写真の中に、一緒にお話を聞かれた方の姿がありまして、誰だかわからないので、どういう形で参加されたかということがわかったほうが、説明責任が明らかになるだろうと思います。というのは、議員の視察は、受けてくださるほうとお願いするほうに、それぞれ責任があるので、そのことについては、公費を使う以上は言及されたほうがいいと思いました。以上です。

岩堀研嗣座長

ただいま御説明いただきました件について協議を願いたいと思います。何か御意見はございますか。

山口正子議員

この裏表のものは見させていただきましたが、こういうこともできるのかなと思ったくらいだったので、すけれども、ただ……。

岩堀研嗣座長

いや、それではなくて、視察の報告書の話。それは広報費のほうで出てくる項目なので、また後ほどになるかと思います。

山口正子議員

いや、報告の、詳細に書かれたと書いてあったので、どの程度書かれていたのかなというのを聞きたかったのです。聞き方がおかしかったですね。箇条書きで書いてあったのか、200字程度だったのか、どの程度だったのかなと思ひまして。

岩堀研嗣座長

基本的には、皆さん、閲覧で見えていただけている内容だというように考えておりますので。

山口正子議員

前半に確か9人分しかなかったときに、これが出されていたのかどうか、私も日にち空けられなかったので、1回目のときは9人分しか準備ができていないと言われたこともありましたので、どうだったかなと思ひましたので聞いたところです。

岩堀研嗣座長

ほかにございますか。

特に意見がないようでしたら、このような意見があったということで該当する議員にお伝えいただければというように思ひます。

中田京議員

繰り返しになりますけれども、少なくとも視察を一緒に受けられた同行者について、御説明を報告書に付記していただきたいと強く思ひます。説明責任を明らかにしていただく。例えば民間の方で氏名を明らかにできなければ、どういう形でどういう必要性があつて一緒に参加されたかでもいいと思ひます。私自身も、市民と一緒に視察したことはございますので、それはいけないと言っているのではなくて、説明しましょうということです。

高橋伸之副座長

基本的に視察報告書は、誰が行つて、誰が説明者でしたと書くではないですか。そこにただ名前書けばいいだけでしょ。

中田京議員

そうです。誰と行ったと。

高橋伸之副座長

通常の報告書のとおりやっただけであればいいと思います。

大橋博議員

いや、今回は、我孫子市議会事務局で調整したのですよ。我孫子市の議員と野田市の議員と桜井秀三議員と私と4人です。我孫子市議会で調整したので、今回は、名前を載せないという報告をしました。ですから、それについて、中田京議員にぐずぐず言われる筋合いはないです。ですからそちらで決めたのだから。我々も、我々2人の調査報告書を出しますと。我孫子市は我孫子市で、野田市もそうですけれども、出すということになったわけです。ですから、それについてこうしたほうがいいのかいけないとか、言われる筋合いはないと思いますけれども、どうですか。でしたら、そちらに言ってくださいということですよ。今回は、我孫子市議会事務局で調整したのですよ。我々も一緒に視察へ行って、3市で話をして、それぞれ松戸市は私と桜井秀三議員が事務局に報告書を出します。我孫子市も出します、野田市も出しますという話です。松戸市だけはそうではなくて、野田市、我孫子市の議員の名前も載せて報告しますよというようになるわけですよ。それは、今後も一緒に行くので、松戸市の議会事務局で調整したなら、松戸市としてはこうですと今後話しをしますよ。経理責任者等会議でもこういう話が出ているので名前を載せさせていただきますという話はできますけれども、今回は我孫子市なので、我孫子市の調整で全部行きました。最後、報告書の中で、これはそれぞれ自分の所属する市で出しますと。ですから、松戸市もそういうようにお願いしますということです。今後、他市の議員と行ったときに、他市は他市、松戸市は松戸市で出すというように決めれば従いますけれども、今後そういう話をしなくてはいけません。御市の場合はそういう形ですけれども、松戸市は経理責任者等会議でこういう話が出て、名前は載せさせていただきますという話でいいのですかね。

中田京議員

まず、冒頭に申し上げますけれども、正式な議会の会議ですから、本会議ではないですけれども、ぐずぐず言われることはないという表現は侮辱に当たると思います。意見表明だけしておきます。

ただし、私も、昨日まで他市の議員と視察に行っておりました。お届けしました。どこの市の議員とどういう勉強をしてきましたということを報告書に書くようにしております。少なくとも松戸市の詳細な報告だけを見ても、当該の

議員が何市の何々議員、まあ何々議員は置いておきましても、他市の議員と一緒に視察をしましたということがわからないことはよくないと思います。ですから、そちらが公職に就いていらっしゃる方であれば、ますますのこと、それは、別の市の方がそう決めたからというのは該当しないと思いますので、皆様の御意見をぜひ聴取していただきたいと思います。

桜井秀三議員

一緒に我孫子市、野田市と松戸市の3市でいろいろなことで勉強し合うということで、しっかりとこの次から気をつけるというか、書くのは当たり前でしょう。失礼しました。

大橋博議員

ぐずぐず言われる筋合いはないという言葉は訂正します。申しわけないです。今後、そういう場合、皆さんの意見を聞きたいのですけれども、他市がそういうように言っても、松戸市はこういうようにするべきだという意見のほうが多いですかね。そうすれば従いますけれども。今後は、そういうように言われたので、そのとおりに従うようにします。

高木健議員

個人的な意見ですけれども、例えば同行者がいて、視察などで同じ写真に写っている場合ですと、例えばその分野の専門家、アドバイザーと一緒に参加していただきましたと、個人名は書かなくても、相手がどういう方なのかというのがわかればそれでいいと思うのです。例えば他市の市議会議員ですとか、ともに視察をさせていただきましたという、要するに相手の肩書が重要になるので、どこそこの誰とまで詳しく書く必要はないと思うのですが、そういった意味で、報告書を見た方が、これは誰なのだろうと思った際に、専門家の方にアドバイザーとして参加してもらったのか、他市の市議会議員とともに共同で視察に行ったのか、せめてそれくらいのことがわかるようには一筆記載があってもよいのかなとは思いますが。

大橋博議員

今後そのようにします。我孫子市や野田市、それぞれの議員と視察に行ってみりましたということでいいわけですね。そのようにいたします。

岩堀研嗣座長

では、よろしいようですので、次の研修費に移らせていただきます。それでは、同じく上から中田京議員からお願いいたします。

中田京議員

杉山由祥議員から、今回、資格をお取りになったようで詳細な論文がついていまして読ませていただきました。勉強されたのはよくわかりましたけれども、昨年も、その前も、こういう使い方についてどうなのかという議論がありました。やはり最終的に御本人は修士の資格を取得されたと思いますので、その資格取得のために政務活動費を結果として使ったということについて、果たしていいのかどうかというのがわからなくなりました。資格取得に関するものについては、御本人に、いわば利益が生じますので、利益というのは言い方が適切でないのかもしれませんが、それは、政務活動費としてはどうかということについて、皆様の御議論をいただきたいと思います。今日決められなかったとしても、それは仕方がないかなとは思いますが、議会全体で認識した上で、勉強することは決して悪いことではないので、いやいいのだという考え方もあるかもしれないけれども、そこは確認をしておいたほうがいいのではないかと思います。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。研修費はこの1点でございました。ただいま御説明ありました点について御協議をお願いいたします。

山中啓之議員

戻ってしまいますが、先ほどの同行者の話、決を取っていないですけれども、ルール化されたという認識でよろしいですか。御本人たちが御納得されて、今回そうしますよというだけの話と、決も取らないで次となって、初めての発言なので、この場でしか言うことができなかつたのですけれども、ルール化を松戸市議会としてしたわけではないということでもよろしいでしょうか。

岩堀研嗣座長

決を取ってルール化するというのではなくて、意見をしっかりと受けとめていただいて、次から正していただくという形になるかと思えます。

山中啓之議員

自助努力の範疇ということは、現行どおりのルールですね。それが、知らぬ間にルール化されていないことが今確認できたので結構です。ありがとうございます。

今の本題についてですけれども、私も、これ、昨年指摘させていただいたのですけれども、中田京議員は資格を得るためにおっしゃいましたけれども、本人は、結果として資格を得たという主張だと思うので、これは高等裁判所判

決でも判例が出ているので、好む、好まないは個人の考えがありますがけれども、政務活動の範疇としては認められると思います。ただ、報告として、報告書には云々、事後出てくるような、別のところで指摘をさせていただきましたけれども、政務活動費の一部計上については、私は、自分がしている、していないにかかわらず、認め続けるべきだという結論です。

岩堀研嗣座長

ほかにございますでしょうか。

山中啓之議員

去年認めていますものね。

中田京議員

今、山中啓之議員が最後、去年認めていますものねとおっしゃったのですが、去年認めたのは、非常に簡便な報告ではあったけれども、それを報告と認めたわけです、実際に修士をお取りになったのは、今チェックしている報告の中でお取りになったのだと私は思うのです。実際に政務活動費の適切な使い方というような議論をされている研究者の中にも、大学に行くのもいいだろうということを書いていらっしゃるの承知していますし、判決までは読んでいませんけれども、その考え方があるのはわかりますが、でも、結果として資格を得るということについての議論は、前回はなかったと思っているのです。研修費ですから、もっと別の資格だったらどうなるのかなと思っているのです。どういう資格だったらいいとか、あるいは資格は取っても構わないとか、そこはある意味で明文化に近いところで認識があったほうがいいかなと思いました。

岩堀研嗣座長

ちなみに、こちらのほうは手引ではどのような形で書いてありますか。配布していただけますか。

庶務課長

手引の2ページの研修費の丸があるところの下から2つ目です。大学等の学費については、入学金を除く授業料及び受講料のみ支出できますということで、詳細にどういうものは認められる、どういうものは認めないというものまでは書いていないのですけれども、昨年の方針の中で、入学金は認められないだろうということで、決まったことを手引として載せさせていただいております。

岩堀研嗣座長

というように書いてあるのですけれども、昨年このケースを受けてつけ足したということですかね。なので、今、中田京議員からお話のあった、例えば、ほかの、政治とはあまりダイレクトに結びつかないような大学の学部があった場合、それにも適用されると読めてしまうのですよね。ですから、ここについての書き方が、初めて見た人は認められるのだというように思ってしまうので、あくまでもこのケースは、昨年の杉山由祥議員のケースを受けてのものなので、基本的には少なくとも政務活動に結びつく内容でなければいけないのではないかと、私には考えておりますし、今、御意見いただきましたので、改めての整理という扱いでさせていただければというように思います。

中田京議員

結構です。

高木健議員

今回の場合は、最低限の出席日や、その都度の内容を記録し提出してくださいという部分が、今回の中田京議員からの御指摘に当たるのかなと思います。中田京議員の、所感程度の報告は毎回の授業で記載されてよいのではなかろうかということ指摘をされており、確かに最終的な取りまとめ論文はあるべきだと思いますが、ほんの数行レベルのメモ書きでも構いませんので、やはりその授業に当たってどのようなことを学んだか、どのように考えたのか、少しずつでも記述を残しておかれるべきというようには私も考えます。

山中啓之議員

論点を整理しますと、中田京議員は、資格を取ることにしての是非を問うていると思うのです。それは、私はさきほど言ったとおり是とするべきだと、高等裁判所判決も出ているからという理由に加えて、去年、2年前からここで話を言っているわけです。そのときに、所感が少ないというのは、中田京議員も私もほかの人からも結構出ていると思うのです。そのときに、報告書は修士論文をもって充当するみたいなことがたしか書かれていたと私の記憶ではあるのですけれども、皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。覚えていなければ事実確認しますけれども、それについては、やはり少しおかしいぞと、毎回これだけ出ているのだから所感をという話になったので、例年多数の議員から出ていますけれども、私も資料1の10番、11番で同じことを指摘させていただいて、今高木健議員がおっしゃった所感程度の報告は必要だと思います。ただ、取るかどうかとか、その範囲はというのは、最終的には自己責任と、世の中の動きを見ていると、やはり賛成せざるを得ないというか、したほうがいいのか

はないかなというように思っていますし、もしそれを指摘するのでしたら、去年以前の段階で修士報告をもって充てると言っているのだから、つまり修士を取ろうとしていることはわかっているのだから、その段階で言ってあげないと、少し杉山由祥議員に失礼というか、不親切なのではないかなというようには私は感じるので、今回の計上はオーケーです。では、どこまでの資格はオーケーかというのは、あまり時間がないと思うので、都度判断するべきではないでしょうか。今のところ、そんなに変なのは出てきていないという認識で私はおりますので、よくわからないのが出てきたらそれは言えればいいと思う。それは研修にかかわらないです。本でも何でも一緒です。

岩堀研嗣座長

判例については、資格に対する判例ですか。私が認識しているのは、平成18年11月に公共政策大学院の授業料に対する判例というのが出ているのですけれども、これは、別に資格に対してというより、公務としての支出に対する判例ということですよ。

山中啓之議員

公務としての支出です。結果として、その人は資格を取っているわけだから。

岩堀研嗣座長

いずれにしても、こちらの論点については今後の整備ということと、先ほど出ました報告の仕方については、同じ会派の方で状況を聞いていらっしゃいますか。

大谷茂範議員

報告のほうは具体的に受けていないのですけれども、今回は卒業されるということで、卒論と今までの分も含めて提出したというようには聞いていますけれども、細かいことは聞いていません。

岩堀研嗣座長

前は、このケースについて、手引にその都度の内容を記入して提出してくださいというように書かれておりますので、そのような形で受けとめていただいて御配慮いただければいいのかなというように思います。

大谷茂範議員

本人のほうに伝えます。

岩堀研嗣座長

よろしくお願いいたします。
この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

岩堀研嗣座長

では、次に広報費について、鈴木智明議員よりお願いいたします。

鈴木智明議員

広報費ですが、日本共産党の1月の松戸民報で、安倍政権について批判的な文章が書かれていたのですけれども、どちらかというところと市政報告というよりも、政党としての報告というか、そういったものに資するのかなというように感じています。私たちも市政報告ということで、松戸市議会報告は政務活動費を使っているのですが、政党としてのこういったものに関しては自分たちでお金を出し合っ、政党としての報告書をつくっているのです。なので、そこら辺を分けて考えたほうがいいのではないかなというように感じています。

岩堀研嗣座長

次は山中啓之議員、よろしくお願いします。

山中啓之議員

石井勇議員に対する指摘の、なぜ他条件が同じでというのは、枚数とか大きさが同じ、カラーも同じレポートが同じようなところに計上されていたのですけれども、1枚2円も違うので、寿司屋でもないのに何で時価なのだろうと思ったのです。1万枚なので2万円違います。これは資料1の中田京議員が大塚健児議員に対して指摘している24番の動画サイトの更新料も同じように見えるのです。内訳が書いていないで値段が一緒というケースです。要は、同じものを買っているのに値段が違うのではないのというものに対する見た目として、謗りを免れないのではないかなという視点ですので、説明責任がしっかり果たされればいいとは思いますが、あまり近くにそういう領収書が並んでみると少し不自然に見えたということです。

次、7番、8番、9番の深山能一議員、市川恵一議員、大井知敏議員のものは一括して書かせていただきましたけれども、市政報告というのは、つまり不特定多数の人に基本的には配るものです。自分の後援会ではないですよというのが前提でやっていると思うのですけれども、少し紛らわしいといいますが、それぞれ順に「部内資料」とか「討議資料」とか「部内連絡」と御丁寧に全部

書いてあるのです。それは、まるで後援会活動の中のさらに一部の組織みたいな書き方をされているように見えてしまわないでしょうか。よく選挙で配られているようなものと同じなのではないかなと見まがうので、広く一般市民向けの議会報告として大量に発行されているのでしたら、そのようにすべきではないかなというように思いました。要は説明責任の必要ということです。あるいはホームページに掲載するなどして、別に一部の人たちだけに配っていないよというところを担保しないと、特定の郵便も使っているのです、お隣の市川市の切手問題ではないですけれども、特定の人たちに、自分の後援会にかけると思われたら松戸市議会としてはどうなのかなというように思いました。あと加えて市川恵一議員は、国会議員の自由民主党の齋藤健議員との写真が多く、その中にだるまの写真を撮っていて、これは明らかに、社会通念上、政治活動というか、選挙活動というか、議会活動の写真ではないかなと思うのです。これが認められるのであったら、相当何でも認められるのではないかなというような写真だと思いましたので指摘をさせていただきました。

次のページにいきます。10番の箕輪信矢議員に対して、中田京議員も17番で指摘されているのと同様ですが、昨年も指摘させていただいたのですけれども、登庁ナンバーワンというのは、検証不可能なので、できれば避けたほうがよろしいのではないかなというところではあります。

11番と12番は、先ほど口走ってしまいました、大橋博議員と桜井秀三議員のチラシが裏表でシェアしていますが、どちらの支出かわからないので、工夫としていいのであったら、これこそルール化すべきだと私は思います。そういうのもありかもしれないと思うので、みだりにやめたほうがいいというわけではなく、問題ないかという疑問でございます。ルール化したほうがいいのではないかなと思います。

岩堀研嗣座長

中田京議員、よろしくお願ひします。

中田京議員

13番の件です。疑問点の3行目に子表記と書いてあるのですけれども、誤表記に修正してください。これに関しましては、年度末に3月議会の報告を出していらっしゃると思います。要するに議会が終わって1週間くらいしかありません。特にその後の二階堂剛議員も谷口薫議員も、年度末に視察にも出かけていらしてとてもお忙しかったのによくなさったなど、まずそういう感想を持ったものですから、詳細に見せていただきました。かなり急いでつくられた様子がございましてけれども、はっきり申し上げて、本当に年度末に作業が終わったのですかというのがちょっと心配に見えたのです。1週間で、最終日が終わって原稿

書いて、入稿して、印刷して、発送まで完結するのだろうか、私にはできないものですから。確証は全くありませんし、失礼な言い方もしれないのですけれども、本当に年度末にいろいろなことが済んだように書類は整えていますけれども、大丈夫ですかと心配になりました。ですから、私だったら年度明けから、新年度の政務活動費でやるのにと考えたのです。自分の都合です。仕事のペースとしてわかりやすいと思ひまして、これは誤解されないかなというのが一番の心配でございました。ですから、いや違うのですよと言われたらそれはおしまいです。だけれども、世間的というか、一般に見ると、本当に終わったのと見えてしまいますよということを申し上げたかったのです。

それから二階堂剛議員のものは、5月20日に10月発行のレポートNo.20の費用が発生しているのですけれども、10月発行なので、どういうことなのかと思って書きました。

それからデンチアルファ4-8、626円というのがレシートの中にあつたのですけれども、それも広報費に。デンチというから電池なのかなと思って、それだとますます広報費に電池かというので、事務費ではないのと思っただけです。適切なものであれば別に使うのは構わないのですけれども、広報費の範疇に、もしデンチという言葉が私の理解のとおりであれば違うのではないですかと思ひました。

あとは、二階堂剛議員の15番も、先ほど谷口薫議員について申し上げたのとほぼ同じことです。特に16日に見積書をとっておられるのですが、16日となると、見積書はどうやってとったのだろうか。つまり、見積書というのは、こういうものを発行したいから幾らですかと、それで見積もってもらおうと思うのです。そうすると、16日にどうして、まだ議会も終わっていないのにこういうものを発行するとできたのだろうか、そういう疑問です。30日に現金で支払われたように思います。というのは、30日は土曜日ですから、振り込んだら次の年度になってしまいます。印刷屋ですから営業していらっしゃるのですけれども、どうも無理だなという印象が、ここは特に強かったのです。ですから、別に使い方としてはすごくおかしいわけではない。だけれども、作業日程として次の年度になって払われるほうが普通なのにと考えたから言いました。

それから16番は、印刷数と折込数に端数がございまして、印刷数と折込数が1枚しか違わないのは珍しいなと思ひました。というのは、印刷屋は多目に刷るのですよね。ですから、一体何枚発注されて何枚納品されたのですかというのは、見積書と納品書がないとはっきりしないのではないのでしょうか。御自分のほうの申告なので、大丈夫かしらと思ひました。

それから最後の箕輪信矢議員の件は、山中啓之議員もおっしゃったことですが、やはり事実確認しにくいことなので、あえて公費を用いた広報にお載せに

なるのは不適切ではないかと考えた次第です。以上です。

岩堀研嗣座長

ありがとうございました。

それでは、広報費の中で御協議をお願いしたいと思います。御意見ございません方はお願いいたします。

山中啓之議員

今、中田京議員の13番の谷口薫議員の広報費を見て、私の疑問は資料1に組められてしまったのですけれども、12番の政策実行フォーラムのレポートについてもこちらに載せるべきであったらと思う趣旨で問題提起をさせていただきたいと思います。3月議会が、3月23日が最終日であったのにと、いうのを谷口薫議員と二階堂剛議員に中田京議員が指摘されていたのならば、ついでに話し合っていたいただきたいのが政策実行フォーラムのボリューム2の通信、資料1の12番、レポートの入稿日がまだ議会が終わっていない3月20日です。20日に見積もりが出ているので、文章が本当なのかなと思って。内容が、一般会計予算を修正可決。これは最終日にしかわからない内容なので、委員会なのか、自分たちの希望だけなのかと読んでみたのですが、本会議で可決したことが書いてあるのは物理的に不可能なのです。この計上は、見た目ももちろん理解できないですし、もし日付が、見積り日、入稿日が違っていたら文書偽造になってしまうので、計上は認められないという大きい問題になってしまうのではないかなと。中田京議員の13番以降の説明を聞いて思いましたので、組めていただければと思います。明らかにおかしいです。

岩堀研嗣座長

同じような内容ですので、こちらでさせていただく形になるかと思えます。今のテーマでよろしくをお願いします。

DELI議員

まず、谷口薫議員と二階堂剛議員から聞いたところによりますと、谷口薫議員に関しては、誤字はミスでしたということと、また句読点がついていないけれども、内容的には未完成の状態ではなくて、完成という形であったのだけれども、以後気をつけるようにしますとはおっしゃっていました。

それと、二階堂剛議員と谷口薫議員、政策実行フォーラムで重なっていると思うのですけれども、3月の定例会で割と大きい予算のことも決まるので、その内容をレポートに載せるため、見積り日は、写真のレイアウトとか文字数とかサイズをあらかじめ決めた状態で見積りをとっていて、大幅に金額に変更

が出るようなことではない部分での、これくらいだろうと予想しておいて、決まった後にそこだけを加えたという形です。どうしても3月のことを載せたかったので、ぎりぎりに合わせた形になったということです。

それから、5月に紙を買って10月にレポートということですが、一応確認したのですけれども、事前には買っているのは通常のことなのではないかとおっしゃっていました。

高木健議員

印刷屋に頼んだのではなく、紙代ということですね。

DELI 議員

あと、デンチは、ボイスレコーダーの電池らしいのですが、これで録音したことをレポートの中に反映させたということで広報費の範疇なのではないかと判断したらしいのです。もしその範疇を超えるのであれば、事務費に回しても構わない。一応自分の中の判断で広報費の範疇なのではないかと判断したけれども、別にどうしても広報費でなければということではないので、事務費のほうがいいだろうということになれば、それは変えますということでした。

山中啓之議員

私の指摘は政策実行フォーラムの事実確認です。3月20日の請求書に、デザインは後からおっしゃいましたが、B4両面デザインデータ作成、入稿まで入っているのですよ。だとしたら、言っていることと書面が一致しないとおかしいですし、どっちみち今の説明と現場状況だけ見ると整合性はとれていないというように見るのが社会通念だと私は思うのですけれども。請求が20日にされて、支払いが30日になっているので、いずれにせよタイミング的に本当の文書なのかというのが、この請求書では疑いが残ります。

DELI 議員

ただ、大幅に変更がないだろうと予測できたものであったので、これでいきますと。本会議でよほどの変更がなければこれでいきますと。変われば、そこは差しかえるつもりであったと思うのですけれども。

山中啓之議員

修正案が可決されなかったら1ページ、丸々差しかえるつもりだったのですね。修正案ごと全部。

DELI 議員

はい。それはあらかじめつくって。

山中啓之議員

それは、皆さんに委ねますけれども、私は不自然に見えましたというところにとどめます。非常に不自然。それでも言い切るならそれでいいですけども、ちょっとした微修正のレベルではないと思っています。修正案で1ページとっているのですから。デザインも含めてそれで入稿と書いているのですから。それで、自分たちが後からやりますと言ったら何でもできますよね。今から3月議会だって書けますよねという話になる。であれば請求書のほうがおかしいのではないかと思うのか、おっしゃっている内容が事実と違うのか、どちらかだと見るのが自然な判断ですよというのが私の市民感覚というだけですから、それがおかしいと言われればそれまでですけども、私は、これは致命傷に近いのではないかなと思いますというだけ伝えておきます。あとは皆さんで議論してください。

増田薫議員

こういう誤解がないように今後気をつけます。こういうようにぎりぎりにやるのはどうかと言ったら、3月議会のことは4月に回したほうがいいのではないということかもしれないのですけれども、私たちとしては、できるだけ早く仕上げようということは前から決めていて、結構私とDELI議員で相当苦勞して入稿したのですけれども、ただ、見積書に入稿と書かれているところを、見ていなかった。

山中啓之議員

見積もりは終わっているのです。請求書ですから。

DELI 議員

見積もりは先にしてもらっていますよ。

山中啓之議員

見積もりはわからないですけども、請求書が20日ですというだけで、まだ20日の段階で請求までされていて、入稿も大分前で、請求されていて、議会の議決はされていないのに微修正で対応と言うから、少し不自然に見えるなと思いました。議会を重視していれば、議会の議決が確定する前にやるというのは少し軽率と言わざるを得ないのかなとも思いますしね。議会のとらえ方によるので、あまり軽率な発言は慎みますけれども、少し不自然に見えます。

大橋博議員

政策実行フォーラムにこういう意見がありましたということで、会派で話をしてください。3月中に見積もりとお金払って配布するというのは、中田京議員が言うように不自然です。

DELI 議員

配布は3月中にはしていません。

山中啓之議員

24日でも25日でもいいのですよ。ただ、20日はないだろうと言っているだけなのです。24日でも頑張ればできますから。ただ、前に入り繰っているのはおかしい、物理的に矛盾しているというだけなのです。

大橋博議員

その辺、意見があったということで、会派で話をしてください。

岩堀研嗣座長

請求書となっているところがどうかという気がしますよね。見積書で、事前にある程度提示されているということであれば、万が一議会にアクシデントがあつて、もっと書きたい内容が増えたときに、見積もりも変わってくるかもしれないですよね。請求書は、多分確定した金額になってくると思うので、その辺のところ、今後念頭に置きながら、誤解の生じないような形で配慮していただきたいと思います。

DELI 議員

わかりました。

高木健議員

議会報ではなくて、デンチの話ですけれども、先ほどボイスレコーダーの電池で広報費という話だったのですが、事務局に伺いたいのですが、一般的に電池を使う場合、いわゆる事務用品で使うパターンと、議会報告のときに、例えば駅頭とか市民センターで議会報告会を開催する場合ですとか、あるいは今回のボイスレコーダーのように市民の声を聞く会みたいな形で使う場合ですとか、いろいろなパターンがあると思うのです。その場合、事務費であるか、広報費であるか、広聴費であるか、そういう3パターンが考えられるのですけれども、電池というものについて、事務費、広報費、広聴費と3パターンあり得ますが、どのようにして扱うのが適切であろうかという見解をお持ちか、事務局に伺い

たいのですが、いかがでしょうか。

庶務課長

通常一般的には事務費に入っている場合が多くて、ただ、目的別に費目が分かれておりますので、そういう費用に使えるということには入るのですけれども、一般的に事務的なものに入る場合が多いです。

高木健議員

広報でも広聴でも事務費でまとめて。

庶務課長

そうですね。広聴費に電池を入れるより、そちらのほうが自然かと思います。

中田京議員

今の庶務課長のお話を受けて、何だったら事務費にというお話もございましたので、二階堂剛議員の14番で指摘させていただいた分は、紙も含めて事務費にさせていただいたほうがすんなりいくのではないかしらと思いますけれども、いかがでしょうか。

DELI議員

二階堂剛議員はそれでも構わないとおっしゃっています。

中田京議員

そのほうが、疑問がなくていいと思いますけれども。

高木健議員

紙代は、事務費か広報費かという話ですよ。

大橋博議員

二階堂剛議員がいいと言っているのだから、それでいいのではないですか。

岩堀研嗣座長

紙を事務費にしてしまうと……。

DELI議員

電池ではないのですか。紙の話。

岩堀研嗣座長

10月発行のレポートが5月の経費ですよね。紙代も一般的に広報費に含まれているので。紙も事務費として扱うかというところ、そこは少し議論があるかと思えますけれども。電池の類は、できれば事務費に統一していただくような方向で、それ以降を認めてしまいますと、例えばアダプタでつなげる場合、アダプタも広報費になってしまいますよね。なので、シンプルに今後できる限り事務費で計上していただけるようにお願いします。

次のテーマで何か御意見がある方はお願いします。

箕輪信矢議員

まず、会議の進め方なのですからけれども、まだ不規則発言というか、黙っているべき時間に黙っているということが徹底されていないのかなという気がします。それによって、論点がずれてしまったり、不要な時間を浪費しているような原因の一つになっていないかという気もいたしますので、岩堀研嗣座長に意見を申し述べさせていただきました。これは会議全体に対する今日の印象です。

それで、挙手した目的といたしましては、非常に悲しい思いを抱きながら、私自身のことについて触れるのですが、私の登庁ナンバーワンということについて、昨年も資料の中にありました。しかし、私の記憶では、今日のような読み上げすらされなかったのです。そして会議が終わり、終息しかけたところに、自分について、この資料に挙がっているの、私は意見を述べたいということで挙手をして、説明をさせていただきました。そしてそのときに私が申し上げたのは、確かに確認はしていませんと。しかし、そのときに、執行部と私は積極的に意見交換をして、そのために庁舎に来るわけなのですけれども、そのときに、いつも来ているよね、一番だよと言われることであったりとか、自分自身が登庁ランプを見て、自分が一番来ているなど。それは卑近なことかもしれないけれども、それを自分の意気込みのようなものとしながらやっていますというお話を、登庁ランプがついていなくてもいらしている方もいるかもしれないけれども、私の矜持や、自負であるということがこういう表現になっています。それは、自分の主観がほとんどかもしれないけれども、いろいろな方々の評価もいただきながら、こういう表現に至りました。それは、自分の活動について、例えば本格派であるとか、進むべきではないものであるとか、必要なものだとかのように様々なことを言い始めてしまえば、言語というのは、言語化した瞬間に総体的なものになってしまうから、非常に難しいところではあるのだけれどもというお話を、私はそういう認識でやりました。いかがですかと言ったところ、それに対する反証や反駁、反論はないまま終わったのです。ですので、合意が得られたとはもちろん思いませんけれども、何かこの表現を見て悲しかったのは、印象操作されているつもりはないのでしょうかけれども、昨

年問題になったという認識はあまりないのですね。確かにここには挙がっていましたが、読み上げすらなかったから自分から手を挙げて説明をさせていただいたのに、この表現は少し悲しかったというのがあります。その中で、ルール化と話が出ているのですけれども、されていなかったと思うので、それでも改めてということはあっていいと思います。あっていいと思うけれども、そこは表現があるのではないかなという思いが、私も人間ですから思います。という中で、非常に困惑はしましたけれども、でもだめだと言うのであれば従います。ただ、もう一点思うのは、形式はとても大事だし、これも昨年申し上げたのですけれども、活動報告書についてまず大事なものは形という言い方をし、思いはわかるのですけれども、こういう表現はいいのか悪いのかということを経験問題として議論しなくてもいいのではないかと、最終的には、民事訴訟だとか行政訴訟だとか、詳しくないからわからないけれども、そういう判断になる。最終的にはそこに委ねるしかないわけで、どこかで程度問題の話になってしまっているような気がする。そこら辺は、感覚をすり合わせしながら慎重に議論したほうが冷静な議論ができますよねということも申し上げたつもりだったので。今回のことはその範疇なのかなと自分では思っていますので、私は、矜持を持って今年もこの表現をしてしまったのですけれども、それが不適切ならば削除しますが、であるならば、きちんと決をとっていただきたいと思っています。

岩堀研嗣座長

御意見ございますでしょうか。

中田京議員

問題と書きましたので、その点については。確かにこういう意見を出すところで指摘があったという意味で問題と書きましたけれども、おっしゃるとおり問題ということはいかなるものかということであれば、問題を話題に変えます。訂正させていただきます。

でも、今の御発言で確認云々がありましたけれども、私は、確認できないだろうと思っています。感想を申し上げますと、私もそんなに頻繁に議会のほうに来るわけではないけれども、基本的には閉会中も、1週間に1回も来ないということは絶対あり得ないので、議会棟の登庁ランプを見て、失礼ながら、箕輪信矢議員、また見えているわと思ったことはないです。たまたま運が悪く会わなかったのだとは思いますが、ですから、その辺は、確認するのはすごく難しいことなので、御自身で、例えば日記でもつけてらして、それを公開されるのか、そういうのは自由だと思いますけれども、1番というのは、やはり言いにくいだろうと思いますから、この表現はやはりお控えになったほうがよろしいのではないかと考えております。

山中啓之議員

私は、10番で指摘させていただいた2行が全てなのですけれども、若干補足しますと、私は、問題とは言わずに、昨年私が指摘させていただきました。読み上げはなかったかもしれませんが、指摘した者として同じ思いかなと思われるかもしれませんが、改めて議論すべきポイントがあるという思いで発言をさせていただきます。昨年の経理責任者等会議における箕輪信矢議員の発言を受けて、私は、今年はされないだろうなという認識があったので、箕輪信矢議員の感情に配慮するというわけではなく、わかっていたらいいだろうなというコミュニケーションのもとでやっていたのですが、登庁ランプがついているとかついていないとか、執行部に一番来ていると言われたとか言われていないとかというのは、やはり究極的にそれが証明できない以上、私が10番の2行目に書いた検証不可能ということに当たると思います。そんなことを言ったら、よく来ているねと言われること、皆さんあると思いますよ。そんなことをこの場で体感を言い合っても、あまり生産性のある議論だとは、私は思いません。つまり、検証できるかどうか。例えば質問回数だったら検証できますよね、公的な場における公的な態度。しかし、登庁と言われますと、市民に与える印象としましては仕事をしている、公的な仕事ですよ、議員じゃなければ登庁しませんから。という印象を与える一方で、公的にエビデンスがとれないというのが問題なのです。一番頑張っていますというのであれば、主観として許されるかもしれません。ただ、登庁日というと、ほかの議員も絡んでいることであり、公的な意味合いを持つので、それとは違うのではないかなというので避けていただきたいというのを改めて皆さんで議論いただきたいと思います。皆さんがそれでよろしいと言うならいいですけれども、私はふさわしくないと思うことは表明いたします。何年でも表明します。

箕輪信矢議員

申し上げたいことは一緒で、そのようなことに対する感覚論を言い合っていると時間がないので、決をとってくださいと私は申し上げます。それだけです。

岩堀研嗣座長

基本的に主観の表現に関しては、それがだめだとか、そういったことを決めるのは難しいと思います。例えばどなたか議員が、根拠はないが、私は福祉のナンバーワン議員だと言うことも、誰も規制はできない。規制はできないものなので、主観の表現は、ルールとしてどうしようというのは難しいと思います。ただし、手引に書いてあるのですけれども、報告書に関しては市民に誤解を招かないよう努めてくださいとございますので、これにのっとって各自そ

れぞれ御判断いただければというように私は思います。

ほかにございますでしょうか。

山中啓之議員

この問題はどうなったのかなと思っているのですけれども、私も、それならば決をとっていただきたいという箕輪信矢議員の思いには賛成です。決をとっていただきたいと思います。2年も複数の議員から指摘がありますので、状況は変わっていませんので、一言岩堀研嗣座長が何かおっしゃって、まあまあみたいな感じで終わるのは時間をもったいないという思いはします。

岩堀研嗣座長

ここで決をとりますと、このほかにも、例えば報告書の内容について、これがいい、あれがいいという意見が出た場合、それについても決をとっていかなくてはいけないというように私は感じてしまうのです。決をすることが、この会議に必要なかどうかというところではあります。これに対する御意見をいただければというように思います。

箕輪信矢議員

そうになってしまうと、自分で言い出しておいてということになることは重々承知の上で、非常に事務的に会議の議決の数を乱発させるというのか、多発させるという意味で長時間化ということの引き金になってしまいかねないというように我ながら思いますので、しかし、私が問題提起をしたかったのはまさにその点です。というのは、感覚論の寄せ合いで結論になかなか向かっていかないという論点がとても多いような気がしてしまっていて、それが全て無駄だとはもちろん申し上げませんが、全てが、生産性がある議論だとも、正直思いません。議論自体に温度差があることです。ただ、だからと言ってやめようということもできない。という中で、論点の設定というものが慎重にならざるを得ないということを改めて私自身も感じていますし、会議を整理するために、そのあたり、場全体が再認識したほうがいいのかという思いもありましたので、あえて議決をとってくださいと、少し強硬なスタンスをとってしまいました。この発言の冒頭に申し上げたように、我ながらというところはもちろんありますけれども、不要にいろいろなことを煩雑にさせようというつもりはありませんので、岩堀研嗣座長の最後の締め言葉にあったような思いを受けとめまして、今後ナンバーワンという表現は控えさせていただきます。

岩堀研嗣座長

ほかにございますか。

山中啓之議員

箕輪信矢議員の発言に賛同します。すばらしい対応だと思います。

岩堀研嗣座長

ほかのテーマで御意見ございます方はお願いいたします。

山口正子議員

日本共産党の指摘に対して申し述べておきたいと思います。12月議会の報告を1・2月号で行ったところでしたけれども、タイトルなど市政報告以外の内容記載ありということ指摘されたところでしたけれども、議会がどのような国政情勢の中で行われているのか、そして市政というのにも国政にかなり影響される。そのとき、どういう問題が国政で話し合われて、市政でもこうなりますよという、読む人にとってわかりやすくするようなこともありますので、国政のことを書いているという、見出しとかタイトルをつけられているのではないかなと言われたのですけれども、そういう関係性は大きいということで、私たちは毎回のよう、この議会はどのような情勢の中でありました。それで松戸市議会ではこういう話し合いをした、あるいは質問をした、そしてどうなったという報告をしているところですので、御理解いただけたらなと思うところです。

岩堀研嗣座長

今のテーマについての御意見をお願いします。

鈴木智明議員

法改正が変わった上で市も新たな制度をつくっていくとか、条例化していくとか、さまざま動きはあると思うのですが、今回のこの件に関しては、国政の内容であったり、批判的なものが中心だったので、それは市政に資するものではないのかなというように感じました。そういったものであれば、市議会の報告書で、政務活動費を使って報告するのではなくて、政党として別にこういった報告書をつくって提出すべきではないかなというように考えています。

山口正子議員

市議会報告とは別に、そういう政治的なものは、政治的なものとして報告はしておりますので、先ほど申し上げましたように市議会で話し合った、あるいは質問したことも国政に関係しているのだということのために、1・2月号でしたので、市民とともに松戸市政変革の年にしましょうという、年初めに出すものとしてそういうタイトルをつけたところです。

高橋伸之副座長

先ほど鈴木智明議員からお話があった部分で、補足で申しわけないのですけれども、内容はそういう形で御意見があるということはわかりました。ただ、その報告書だったかわからないのですけれども、政務活動費を使っている報告書の写真に、千葉県議会議員とか松戸市議会議員の候補者が写っていて、なおかつ名前も記載されているのですけれども。それに関しては、政務活動費としてふさわしくないのではないかなというのを、前回もたしか私指摘させていただいて、一度持ち帰って、会派で検討するという話であったと記憶しています。今回もまた同じように、千葉県議会議員の顔と名前、それから候補者の顔と名前の記載があるので、それに関しては、少しふさわしくないのではないかなというのがありました。

山口正子議員

昨年指摘もあり、日本共産党松戸市議団としても検討いたしまして、宣伝している写真なのですけれども、名前も肩書も入れてはおりません。成人式の宣伝の写真を撮ったものなのですけれども、名前も肩書も入っておりません。昨年指摘をされましたので。

高橋伸之副座長

今回、新しく請求したものは無いということですか。

山口正子議員

そうです。2018年1・2月号には入っておりません。去年は確かに入っていたのです。今、高橋伸之副座長が言われたのは違う内容です。

高橋伸之副座長

それには記載がないのですけれども、ほかのもので……。

高木健議員

指摘前のやつですね。5月に指摘を受ける前のものだと思いますので、それ以降のものについて記載はないです。

大橋博議員

写真は載っているのでしょう。

山口正子議員

写真は載っておりますけれども……。

高木健議員

だるまの前での写真もまずいでしょう。

大橋博議員

写真はまずいと去年話をしたでしょう。

大谷茂範議員

指摘を受けましたよね。

大橋博議員

去年、自由民主党の元榮太一郎参議院議員と写っている写真はまずいと私に指摘したのは日本共産党ですよ。

山口正子議員

少し待ってください。

大橋博議員

去年、日本共産党が写真はまずいと言ったのでしょうか。

岩堀研嗣座長

今、山口正子議員の御発言がありました広報紙について、現物をお配りさせていただきました。事務局に確認ですが、配っていただいた現物、これには、千葉県議会議員の方と青年学生部長も入った写真、後ろでガッツポーズをとっている写真と、それぞれお名前が記載されている写真が掲載されていますが、これは、今審議をいただいている平成29年度の政務活動費を充てて作成したものという理解でよろしいのですか。

山口正子議員

もちろんそうです。そしてこれを発行した後に、ここで経理責任者等会議があったのです。そのときに、これは発行した後の会議で指摘されたので、この後には名前とか肩書は記載しておりません。

大橋博議員

そのときに写真はまずいよと言ったのだよね。

山口正子議員

私は、写真については把握していないのですけれども。

岩堀研嗣座長

同じく写真をその後も載せたかと思うのですが、どの点を改善したか確認させていただいてよろしいですか。

山口正子議員

ですから、写真そのものを載せてはいけないというような認識はなかったものですから、名前とか肩書など、そういうものは記載しておりませんということです。

岩堀研嗣座長

松戸市議会議員ではない方も御一緒に写っている写真のようですが、それに対して、今、大橋博議員からそういった写真も過去にテーマとなりましたよねという、そういうお話ですよ。

大橋博議員

そうです。政策実行フォーラムと日本共産党に言われたのだから。増田薫議員と山口正子議員に。

高橋伸之副座長

最初に、私の先ほどの発言、訂正させてください。直したということですね。ただ、写真に関しては、また今言われていますけれども。

高木健議員

一般的な事務所で撮ったような写真ならともかく、例えば成人式の若者に呼びかけるといったような駅頭の宣伝ですとか、あるいは国会に対してこういった申し入れを行いましたという写真ですとか、そういったものであれば、市民団体の方が一緒に写真に写るということもあろうかと思えますけれども。

大橋博議員

高木健議員、そんな話……。

高木健議員

発言する場合は挙手をして岩堀研嗣座長に許可をとっていただきたいと思います。そういった意味では、室内で意図的に撮った写真と、街頭などで市民とともに行動を行っているときの写真というのは、どういった扱い分けをするべきかという話になるわけですよ。

岩堀研嗣座長

意図的かどうかというのも、それもまたほかの方が判断できないと思いますので、過去に、例えば千葉県議会議員とか候補者と一緒に撮っている写真に対しては、議論になった経緯があるのですけれども、その辺、事務局のほうからどういう扱いになったか御説明いただければと思います。写真の件です。たしか過去にも同様の議論が出ていますよね。

庶務課長

市政報告の関係ですけれども、広報費につきましては、市民に市政についての御意見を聞いたり、それから市のことについて広報を行うために使用していただいているものでございますけれども、平成20年12月5日の経理責任者等会議の中で、選挙活動の内容が入った場合に案分をするかという話が出て、以前は案分をしていた時代もあったのですけれども、広報紙の内容について、後援会の案内等が掲載されることとか、後援会が発行しているような場合については、そういうことを前提に広報紙を作成するようなことになり、ガイドラインや案分を目的として広報紙を作成してしまうということになります。全体的にその案分が、どこまでの文言がだめであるのかという問題になってしまうので、そういう内容が少しでも入っている場合にはふさわしくないということで案分をせずに、全体的に自粛すべきではないかという御議論がございました。

山口正子議員

昨年のこの場で話し合われた内容について指摘をされているということもありますので、もし昨年の会議の記録がありましたら教えていただければと思います。写真そのもののこと、大橋博議員が指摘されたこと、大橋博議員がどなたかと一緒に写っていた写真のことが指摘されたこともあったのでというような意味合いですよね。ですから、ほかの議員と一緒に写っていることについておかしいのではないかという指摘があったということですね。

大橋博議員

県議会議員とか国会議員という話が出たので、私も確かにそうだなと思いました。ですから、私は政務活動費から削除し、返金もしました。そういう経緯があるので、写真はもうやめましようと言っているのですから、そうしまししようよ。

高木健議員

後援会長と一緒に写っていたときの写真ではなかったですか。

山口正子議員

去年、そういう話があり、不確かなことがありましたので、ここの会議の話し合ったことについての議事録はあるのでしょうか。

庶務課長

ございます。

岩堀研嗣座長

そちらのほうで確認していただいて、さらにお願ひしたいのは、その前の案分については。

山口正子議員

案分については、案分しないということになっているのですね。

岩堀研嗣座長

ということになっていますので、その辺は合わせて確認していただいて、責任のある対処をお願ひしたいと思います。

山口正子議員

わかりました。

増田薫議員

先ほど話のあった昨年の大橋博議員の写真については、市民から指摘されたときに、説明が立たないと思ったから、私としては……。

大橋博議員

十分説明立つのですよ。あれは、道路維持課と打ち合わせしたところで、国道が絡んでいました。そこで、たまたま松戸市に元榮太一郎参議院議員が……。

増田薫議員

大橋博議員、私が話してからにしてください。元榮太一郎参議院議員の名前と応援していますまで載せていたので、これはまずいでしょうと言ったのですよ。明らかに選挙活動に加担していることになってしまうから、これは、説明が立たないのではないですかということ指摘したので、写真を載せることが絶対認められないとは、私は言ったつもりはなかったのです。あれは選挙直前だったから、応援していますって書いてあるのはまずいのではないかと言ったのです。

山中啓之議員

今の増田薫議員の御意見にもっともだなど思う立場ですけれども、今回の日本共産党への指摘に対しては、整理しますと2点あって、1つは、高橋伸之副座長が指摘された名前に対しては改善がされていたということ、つまり悪意ではないということ、いつもどおりの写真だけに改善がされたということが1点と、2点目は、写真についてなのですけれども、公職の候補者とか議員は相当デリケートにならないといけないと思います。私も大橋博議員を指摘させていただいた一議員として思うのは、選挙が1年切っていますから、参議院選挙の直前だったのですよね。その中で、応援していますは、これを政治活動と呼ばずして何て呼ぶのだろうかというくらいに思ってしまったのですが、一般人に関しては、後に候補として出たら、そのときに問題にすればいいのであって、出るか出ないかわからない人が載っているわけではないですか。自然に写り込んでいる一般人を対象に、現職の千葉県議会議員もいらっしゃいますけれども、ここだけを切り抜きをするほうが、私は不自然に見えるので、今までずっとやられていた中でやっていて、大きな問題とは思いませんので、もしそれをやるのであればルール化することが、それこそ必要だと思いますし、普通の政治活動も、選挙が近くないものに対してそこまで厳しくするのでしたら、そういうルール化が必要ですし、結論としては先ほど私が指摘した、市川恵一議員の市政報告のたるまの写真よりはましだなというのは思います、それに比べれば、普通に自然に市民活動しているなどは思います。

大橋博議員

増田薫議員、山中啓之議員、よく聞いてください。昨年の方は、応援しています、それは認められないと言われたのもわかっています。了解もしています。政務活動費も返金しているし、そのときに、私が言っているのは写真のことなのです。応援していますという部分を除いて、写真だけにすればと話したときに、写真も認められないという話になった。そこなのです。そんな前段の話はわかっている。ですから、写真がいいのか悪いのか、それは今後決めたほうが良いと思います。

岩堀研嗣座長

山中啓之議員の御発言で、写真に、今度松戸市長選挙に立候補される方が写られておりますので、例えば共有事項として考えるのであれば、それは直前にならないとわからないかもしれませんが、一つは、選挙前、特に一般人も写るなどか、そこまでは制限しなくてもという思いもありますので、例えば選挙前のこのくらいの時期からは配慮していきましようとか、そういったことを共有していくということも一つなのかなと思いますけれども、いかがでしょ

うか。何か御意見ございますか。

中田京議員

今おっしゃった件なのですけれども、特にこれから先かなり微妙な半年あまりがありますから、各会派、各議員、特に気をつけましょうということを、皆さんがそれでいいとおっしゃるなら、御注意が強くあったとか、気をつけましょうという御注意があるということがあればいいなととても思うのですけれども。

高木健議員

先ほど候補者であるか否かという話がありましたけれども、この写真を撮った当時は、当然予定候補ではなかったわけですが、そういった意味では注意しましょうという話で、実際問題、立候補するかどうかというのはぎりぎりにならないとわからないわけですので、気をつけましょうという話でいいですか。

山中啓之議員

基本的に前任者と一緒です。候補者にはなっていないけれども、候補予定者として、この後に記者会見されて立候補表明された方だとは、議員として、私は知らなかったの、それは議論してもいいかもしれませんが、議員として知らなかったというのは市民にとってどれくらいアピールになるのかなというのは、皆さん斟酌していただいた上で御議論いただければと思いますけれども、注意しなくてはいけないというところは一緒でございます。

岩堀研嗣座長

皆さんでしっかりと注意していくということによろしいでしょうか。

では、そのように御対応のほうをよろしくお願いいたします。

広報費の中でほかにございますでしょうか。

中田京議員

私が指摘した部分ではありませんが、山中啓之議員御指摘の11番と12番、正直言って不自然でした。会派をお組みになっているわけでもないの、むしろ組んでいらっしゃれば、代表権を持つ会派でなくても、お二人で組んでおられた例は過去にもございますので、政治姿勢が御一緒であれば、お二人であってもお組みになることもできるのに、それぞれ独立した無所属でありながら、そういう形になさったというのは少し不思議な感じがいたしました。ですから、不自然だったということはあえて申し上げます。そこから先は御本人の判断ですけれども、不自然だったということ。

それからもう一つ、資料1に入るかもしれないのですけれども、広報紙の現物がなくなっていたからのような記載があったのですけれども、この際、広報紙をつくって、それを政務活動費に充てるのであれば、できた途端に事務局に届けるというのを制度化したほうが私はいいと思っていますのです。できたら持っておいでということです。そうすれば、なくなったとか、どうだったというのはなくて、事務局のほうは、いろいろ届けられても困るかもしれないけれども、それは、お仕事なので、預かっておいていただくのが私はいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

岩堀研嗣座長

意見としていただきたいと思いますが、実際、それを広報費に充てる、充てないは、最後にならないとわからないものであるのです。意見として伺っておきます。

中田京議員

ただ、これまでの過去の経緯を見ると、誰の広報にこういうことが書いてあるのだというのは、表に堂々と出てくることではないけれども、議員同士の中でいろいろ誤解があったりすることが、結構あったと思うのです。いろいろ話題になっていることがありましたので、それは現物を見る上での判断が第三者のほうにも必要なので申し上げました。意見としてということで結構でございます。

岩堀研嗣座長

ほかにございますでしょうか。

高木健議員

今の件についてなんですが、大橋博議員と桜井秀三議員の広報費について、領収書としてはどういう処理になっておりますでしょうか。例えば50%ずつ個人の政務活動費に計上されて今回は適用されたという扱いになっていたのか。事務局に、どういう計算になっていたかお聞きしたいのですが。

岩堀研嗣座長

基本的には御自分で調べていただくことだと思うのですが。

箕輪信矢議員

岩堀研嗣座長がまさに今言われたことかもしれないのですけれども、この会議は、自身で調べて疑問があったことを議論する場ではないですか。ですから、

そこで関連して浮かんだ疑問を、事務局に確認するというのは不適切だと思います。それは準備が足りなかったと自覚をすべきだと思うので、そういったことが会議を不要に長くしてしまう要因になると私は思うから控えていただければと思うのです。

高木健議員

今の件について、皆さんいかがですかという岩堀研嗣座長からの提案があって、それについて議論を重ねているのであって、それについて意見を言ったら、あなたの調査が不十分だったから発言するなというの、それはいかがなものかと私は思うのです。岩堀研嗣座長が、皆さん意見はいかがですかという投げかけがあって、意見を申し上げるのはいけないことなのではないでしょうか。岩堀研嗣座長、いかがでしょうか。箕輪信矢議員には聞いていません。皆さん、意見ありますか。私はこういう意見を考えますがいかがですかというの、発言してはいけないことではないでしょうか。それは会議を長引かせる不規則発言なのではないでしょうか。箕輪信矢議員が何度も手を挙げているので、私は岩堀研嗣座長に伺います。

岩堀研嗣座長

今の高木健議員の意見に対してなのですからけれども、いただいた御意見を受け入れてしまうと、本来閲覧した上で会議に臨んでいただいていることが前提であるにもかかわらず、閲覧し切れていないということをおざわざ目に見える形で認めてしまうということにもなりかねないという思いは持っております。

山中啓之議員

箕輪信矢議員にとっては余計なことかもしれませんが、自分の会派のレポートはコピーされてまで回されるのに、自分が問い合わせたことに対して準備不足と言われるのは少し不本意だというお気持ちは、私は察するところがあります。けれども、準備不足である部分と、本当に事務局に確認が必要である部分というのは都度違ってくるので、そこは岩堀研嗣座長の采配で決めていただければよろしいのではないのでしょうかと思います。その上で、私の、問題提起者としての案に戻らせていただいてもよろしいのでしょうか。

他の会派の議員と、無所属議員同士ですけれども、シェアするのは、私は悪いとは言い切れないと思っています。ある意味、裏面を白で出すよりも、政務活動費の効率的な活用という意味では斬新な発想だと思うし、それが市民にとって理解できるかどうかで、違和感を覚えた人がいらっしやいました。違和感ないと思って信念のもとで使っている方がいらっしやる。それは、ともに尊重すべきだと思うので、やりたい人はやってもいいのではないかなど。ただ、そうしたときに、明らかに違う考えをお持ちの方がやっていたら、さすが

に見た人から見ればどうかと思いますよね。ただ、同じ会派を組んでいた経験がおありだとか、同じような主張をされている、内容が一部重複するようなどころもありましたから、強いてアドバイスというのも僭越ですけども、言うのならば、2人でこういう活動をしていますとか、それこそ2人で調査に行ったので1枚の報告書を出しますとか、そういう点について御本人たちが今後内容をコンテンツで配慮されれば認めてもよろしいのではないかなと思います。それを例外とするのか、ベースとするのか、私は特にルール化はなく、問題だと思ったら問題だと思えばいいと思うのですけれども、あまり問題とも思えないのですけれども、市民から見たら少し問題があるかなという意味で書かせていただきました。

岩堀研嗣座長

今日は、同じ会派の渋谷剛士議員が欠席ですので、会派としてのかわりの発言になると思いますが、基本的に政務活動費をシェアするという点については、問題があると思います。仮に二人いたとして、一人が政務活動費全額を使用していたとします。もう一人のところに、もう一人の方が、要するに御自分の分と、裏面にほかの議員の分を印刷するという話ですよ。そうすると、裏面に載せていただいた議員にしてみれば、本来60万円が政務活動費の限度額ですが、限度額以上の税金の享受を受けているというとらえ方になってしまうので、シェアをするという形自体、仕組みとしてよろしくないのではないかなというように思います。つまり、問題があるのではないかなという意見です。

中田京議員

今、お話があったことは、公金負担の割合が違うとよろしくないのではないかなという御指摘でいいのですか。

岩堀研嗣座長

そういうことです。

中田京議員

わかりました。

岩堀研嗣座長

今回始めて指摘されたケースでもあるので、今後その辺のところを注意していただいて、対応していただければというように思いますが、よろしいでしょうか。シェアについては、基本的にはおかしいのではないかなという意見です。

山中啓之議員

質問です。同じ会派でやっていた方が、少なくとも前期にはいらっしやったのですけれども、会派というのは3人以上か以下か、そのときは微妙なところだったのですけれども、それもおかしいという感じなのかな。

もう一つは、10万枚刷って、5万枚、5万枚で案分していればオーケーということでよろしいのでしょうか。要は税制上の、金額上の問題で、例えば7、3で割るのはおかしいという御意見と認識してよろしいのでしょうか。それだったら納得できます。案分していればいいのですか。

岩堀研嗣座長

後者をもう一回わかりやすく。

山中啓之議員

1 問目は、会派が同じだったらいいのかということです。

2 問目は、提出する額とか枚数が同じだったら、平等に分けて、半分だったらいいのかという点です。

岩堀研嗣座長

そこも厳密にはどうするかというところはあるかと思えますけれども、一つの考え方として、全体の金額を、自分たちが税金を使って得た対価として、適正にシェアをするというのは一つの考え方ではあると思えます。

大橋博議員

今回は、両面で5万枚刷りましたと。5万枚刷って、それは片面ずつだから費用は50%です。当然です。しかし、配る枚数はそれぞれ若干違います。5万枚刷って、3万枚、2万枚というときもあります。それは、それぞれ自分たちで負担しています。税務上は何も問題ございません。かえって、個人で、裏面白で刷るよりも安くなる。

岩堀研嗣座長

そこで確認なのですけれども、作成費については案分ということなのですが、今回のこういったケースの場合は、例えば配ることに料金が発生したとしたら、それも案分にしないとおかしいのですよ。そのことを先ほど申し上げています。

中田京議員

総費用を案分にしようということですね。

岩堀研嗣座長

そうです。

大橋博議員

総費用を半分にしています。

岩堀研嗣座長

案分というのは、単価を案分するということです。わかりますか。

大橋博議員

要は印刷代も、ポスティング代金も、全部半分にすればいいと、こういうことですか。

岩堀研嗣座長

半分というよりも、例えば印刷代は、片や10万枚まいたとして、片や5万枚の場合は、10対5にするということです。半分ずつというよりも。割合で分けていくというのも一つの考え方ではあります。

大橋博議員

今後気をつけます。そういうのも注意して、確認もとりながらやるようにします。

山中啓之議員

確認したいのですけれども、全く枚数も何も全部一緒だったならば、半分にすればいいというのはわかるのですよ。今は、作成したものに対して、例えば大橋博議員は2万枚配りました。そして、大橋博議員がお金をもちました。桜井秀三議員は1万枚配りました。1万枚分のお金を使いましたとだめという、大橋博議員が桜井秀三議員の分も得をさせているという認識だからだめだという理解だと思うのです。それはわかりました。私がお聞きしたかった先ほどの質問は、岩堀研嗣座長はもしかしたらこういうことを言っているのかなと思ったのです。それは、60万円の交付の範疇でやれということ。限度額60万円が広報費だとしたら、2人で作成したら120万円分の周知ができるから、それはおかしいのではないかという御意見かと認識したのですけれども、今の2回目の御発言からはそうとはとれなかったので、それはどちらが正しいと思われるかだけ確認させてください。

岩堀研嗣座長

これは私だけの意見で決めるわけではないのですけれども、基本的にはシェアをするというやり方自体が、問題があるというように思っています。つまり個人の政務活動費を使ってほかの方の広報紙も一緒に作成するということについて問題があると思っているのです。しかし、そこは一旦置いておいて、仮にそういうあり方が求められるとなっても、少なくとも今回の件に関しては、作成費と配布料も同じように、案分しなくてはいけないのではないですかという意味で述べた意見でしたので、わかりづらくなってしまったかと思えますけれども、そういうことで申し上げました。

山中啓之議員

了解しました。

岩堀研嗣座長

この辺のところ、考え方をしっかりと、認識していただきながら対応いただければと思います。

桜井秀三議員

はい、わかりました。ありがとうございます。

岩堀研嗣座長

広報費でほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

岩堀研嗣座長

次に、通信交通費になります。1点です。中田京議員から御説明をお願いいたします。

中田京議員

山中啓之議員の通信交通費に関して、0.5円というのが計算した結果出ているのですね。たしか市役所の場合は、1円を切るものは切り捨てにしていたと思うので、単に事務的な、計算の仕方の問題だけなので、0.5円というのが幾つか見えたものですから。そもそも、支出した額をそれぞれ4分の1にして足した数字と、同月内で支出したすべての額の合計を4分の1にした数字だと差が出るのです。正直言って納得しないのですけれども、やり方の問題ですから、簡単に言うと小数点以下は切り捨てということで決めておいたらどうですかと

いうだけです。

岩堀研嗣座長

基本的に切り捨てということをお願いできればと思いますが、よろしいですか。

山中啓之議員

事務局にもお骨折りいただいて話し合っただけですけれども、そういうルールでしたらそれで結構なだけで、別に議論は何もありませんが、そういうルールなのかどうかだけ確認したかったのです。今回だけの問題ではないので、一般的な指摘だと受けとめていますので、全員それで、これから小数点切り捨てでやっていこうというのでしたらそれで結構ですし、また同じ状況があって、主張する人が主張したら0.5円が認められるとか、そういうことがないようにしていただければ、私は喜んで0.5円の部分は切ります。よろしく岩堀研嗣座長のほうで取り計らいください。

岩堀研嗣座長

今後は切り捨てで統一していくように皆さんでやっていければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、共通事項ということで、一括で御説明をよろしくをお願いします。

中田京議員

誰が間違っているとか、そういうことではなくて、わかりやすくするための工夫として、認識したらいいのではないですかということを書きました。

まず、市政報告を出していらっしゃるの、発行日を書きましょうよということです。何月号とか、シーズンで夏号というような感じで出しておられる方もいらっしゃいます。それは一つの編集方針だからいいと思うけれども、どんなに小さくてもいいから、どこかに発行日を書きましょうということを御提案したいと思います。というのは、先ほどのところでも発行日と作成日の日にちの問題があったので、また、記載の内容を見たときに、その発行日でもう確定していたことなのかとか、そういう判断もしなければいけないことが出てくる可能性もあるから、発行日を書きましょうということを、どちらかという義務づけたいと思います。

それから資料購入費なのですけれども、私も図書を買わせていただいています。同名の本もありますから、本のタイトルだけではなくて、著者、出版社なども記入するようになったほうがいいと思います。最近では中古で買えることもあるので、値段が違うからといって違う本かどうか分からないものですから、

詳しくするためにそのほうが良いと思っています。

それから郵券類受払簿なのですが、これも購入日と使用日を同じ欄で記載していらっしゃる方もいるので、何日に幾つ買いました、それを何日に何枚使いましたというように書くようにしましょうということです。ですから、購入日と使用日をそれぞれちゃんとわかるようにしたらどうですかということです。

それから、特にレシート関係で、2つまとめて申し上げますけれども、ゴム印で宛名をしていらっしゃるように見えたのが随分あるのです。確かに私も機械でしか発行しないレシートがありますので、その場合には、逆に名前を書いてももらえなくてそのまま提出しています。わざわざ自分で宛名を書くのも何だろうと思ってゴム印になさったのかもしれないけれども、逆に、領収書を発行する人がゴム印を持っているわけではないので、ゴム印でやるくらいであればなくてもいいし、手書きのほうがいいのではないかとということで、どうでしょう。ゴム印は、むしろ逆に捏造したみたいに見えてしまうので、一生懸命気を遣って押しているのに損だと思ったのです。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。

それから市民クラブから1点出ておまして、昨年の7月からですか、ホームページに領収書の公開がなされるようになりましたけれども、それを見ますと、個人の方からの領収書に関して、例えば所在ですとか連絡先まで黒塗りがなされているというような状況がございました。これについては複数あったかと思うのですが、本来相手先の名前と所在とが、最低限記載されているものが領収書と言えるということになりますので、たとえ個人の方であったとしても、領収書を公開ということであれば、しっかりとそこは黒塗りせずに公開をしていくべきだという意見がございました。

それでは、共通事項のところ、御協議をいただきたいと思います。御意見ありましたらお願いいたします。

山中啓之議員

19番と22番は優先順位が低いと思います。まずはガイドラインに徹底されていることをやってから、あとは個人の自助努力でいいのではないかなと思います。

21番の図書購入費については、私も同じ疑問を抱きまして、ISBNコードを載せれば解決なのかなと思います。というのは、ゴム印とも絡むのですが、私も何度も本を買っていて思うのですが、何冊も本を買っていて、著者と題名と金額、全部書いてくださいと言われた時、それが仕事だと言

われればそうなのですけれども、非常に心苦しいといいますか、効率的ではないといいますか、記載する項目を増やしてもいいけれども、狭めるようなやり方はあまりよろしくないかなと思うので、中田京議員のおっしゃる特定もでき、効率的な方法を提案させていただきました。別にそれにこだわるわけではありません。ですから、ゴム印も私は賛成です。ゴム印を政務活動費で買っている方もいらっしゃるので、使わなくなったら何のために購入したのかという話になりますので。

あと、岩堀研嗣座長のおっしゃる黒塗り、個人でも公開というのは賛成です。

高橋伸之副座長

市政報告の日付に関しては、小さく書くと、そこだけ更新を忘れてたりしてしまうミスもあるかもしれないので、その辺は自助努力でやってもいいのかなという気はしました。

あと、図書購入費に関しては、図書購入記録簿の書式をしっかりとつくっていただいて、共通の書式であれば、そんなに大変ではないかなと思いますし、自分で見直すのにもいいかなと思っています。

それから個人の領収書のほうですね。住所や名前まで黒塗りしてしまうと、それこそ余計な不信感が出ると思うので、そこは黒塗りではなくて、きちんと公開すべきだと思います。公開してもいいと言える領収書を出すということのほうがいいと思います。

山口正子議員

図書購入に関してなんですけれども、図書購入した場合、表紙や裏面など、金額や出版社がわかるようにコピーしてということをやっているのですけれども、今言われたように書式に記載欄があれば、わざわざコピーしなくてもいいのかなというように思いました。枚数が多くなると見るのも大変なので、そういうように思ったところです。書式が変更されればいいのではないかということです。

岩堀研嗣座長

事務局に確認したいのですけれども、まず市政報告の発行年月日を記載されたいということに関しては、手引には発行日等がわかるようにと書いてあるのです。この「等」とは具体的に何を指しているのかということを確認させていただきたいのと、その次の資料購入費に関しては、市役所も図書を購入していると思うのですけれども、そのときの扱いと合わせる形でもいいのかなと思うのですが、その辺どのような状況になっているか確認させていただけますか。

庶務課長

手引によりますと、広報紙の日付に関しては2点ほどございまして、手引の3ページの丸の上から4つ目のところに、市政報告紙に発行日（時期）及び発行者の連絡先を掲載してくださいということと、それから今岩堀研嗣座長がおっしゃいました、丸の下から2つ目に、広報紙に発行日等がわかるようにしてください（領収書との整合性を確認するため）と記載がございまして。ここの記載の中での「等」についてなのですが、はっきり記憶にはないのですが、これは以前の会議で、発行日等が入っていないものは全て支出が認められないという話がありました中で、ある程度発行時期がわかるように、発行日や発行日に変わる記載をしましょうとなったことから、手引にはそのように記載してあるものだと推測されます。ですから、手引に記載される前は、発行日や発行日に変わる時期の記載がなかった場合が多かったのですが、だんだんと領収書との整合性を確認する上でも記載した方がよいのではないかという意見を受けてつけ加えてございます。

それから、市役所で図書購入をした場合には、図書購入記録をつけておりますけれども、著者や出版社までを記載しているかどうかは調べてございません。

岩堀研嗣座長

図書購入記録簿については、同じタイトルの本もありますので、少なくとも書籍名と著者、出版社名くらいは記入されたほうがいいのかと思います。その辺は市役所のものも参考にさせていただきながら、より明確にわかるような形で様式を検討していただければと思います。

庶務課長

様式を直すことは可能でございます。

中田京議員

ISBNの御発言もあったですけれども、ISBNは全部の本についている番号のことなので、番号だけ見ても何の本であるかわからないので、ISBNだけついていけば一切要らないということでもないと思いますし、逆にわかりにくくなるかなと思います。記載があればあったで構わないと思うのですが、それよりも書籍名と発行元と著者を記載したほうがわかりやすいと思います。様式の直しがあるとうれしいです。

山中啓之議員

念のため申し上げますが、私はISBNにこだわるわけではないのですが、実例として、今回の縦覧をしている中でこういうものがありました。同じ作者

で、同じ出版社で、同じ題名で、同じ値段、それは今出た話の中ではわからないと思ったのでISBNを一つ特定させていただいた次第です。実例があったということだけお伝えいたします。

岩堀研嗣座長

わかりました。

高木健議員

議会報告の発行についてなのですが、今回閲覧させていただいた中にも、何年何月発行、あるいは何年秋発行などが記載されていないものも含まれておりました。何年度に発行したものかすらわからないというのはまず問題なので、そこは改善すべきかなと思います。その上で、何年何月号、発行日何年何月何日というように発行日も合わせて記載するほうが、より丁寧かなとは思いますが、より丁寧な発行日については努力目標にするのか、義務にするのか、その辺の議論は今後出てくるかなとも思うのですが、せめて何年度何月のいつごろに出したのかは徹底をお願いしたいなとは思っています。

岩堀研嗣座長

よろしいですか。

中田京議員

市民クラブから御指摘の件の領収書の名前のことなのですが、危惧をするのは、私は自分の広報紙のカットを女性の人たちに書いてもらっています。この前少し話を聞いて、隣の市の議員たちと話をしたら、女性議員でいたずら電話に1年間悩まされたという話を聞いたのですね。氏名だけならばなかなか特定できないからいいかもしれないのですがけれども、もしこれが原因で、そういうような被害がでたら嫌だなという気が少ししたのです。それ、どうすれば防げるかなということなのです。もちろんホームページに公開されるから覚悟しなさいというのは一つの方法ではあるのですがけれども、氏名だけにとどめるとか、どこか1カ所消すとか、そういう配慮があったほうがいいのかという気は少ししました。

岩堀研嗣座長

事務局から御意見がございます。

庶務課長

市民クラブから出ております共通事項の領収書のホームページへの公開につ

いて、昨年の7月から領収書をホームページに公開しておりますけれども、公開に当たりましては、情報公開担当室とどういったものを開示すべきか、非開示にすべきかということ、情報公開の条例にならって打ち合わせをしながら準備してやってございまして、実際に開示請求が上がってきているわけではないですが、開示請求が上がってくれば、その都度判断することになります。また、他市もそうだと思うのですが、松戸市については情報公開の立場から、条例から見ますと個人情報には非開示でございます。会社の場合には開示になりますけれども、代表者印や口座を使用している場合等がございまして、損害を受けることもございますので、会社の場合には会社名以外の個人の名前は、松戸市の場合、黒塗りをしてホームページに公開しております。岩堀研嗣座長もおっしゃっているように難しいのは個人事業主で、個人で仕事を請け負って領収書を発行されているという方が、公に領収書を政務活動費として支出されて、ホームページに公開されるということに同意されて領収書を出しているかどうかということも不明確でございますし、情報公開の立場からも、個人事業主は難しいところでございます。今のところ、個人の名前が入っていたり、電話番号が入っているものは、一応安全のため黒塗りをして消してございます。また、個人の方に広報紙の配布等をお願いしている場合も、個人の名前は消しているような状況でございます。領収書には何が見えるかといいますと、金額、日付、ただし書き、何を買ったか、何に使ったかというのはわかるような状況でございます。

箕輪信矢議員

それについて私は、個人は公開すべきではないと強く思います。批判ではないのですが、何をもってそう思ったのかその根拠がわからないのですが、ただ、私は、当事者としてこういう経験をしたことがあって、ある組織の個人労務ということに対して、労賃を支出したという形式に、自分の名前がある可能性があるということがあって、つまり私がもらっていない労務費に関して支出している可能性があったので、情報公開請求したのです。その当時は議員ではなかったのですが、そのときには、自分が当事者だという主張で情報公開請求しても求められませんでした。そして後日、別の切り口で調べると、存在、不存在確認ということができるといことで、あのとき対処する手はありましたねということが、別途担当者との意見交換の中であって、なるほどというのがあったのですが、つまり、ここでそれをよしとしてしまうと、市の運用全体に絡んできてしまうし、それが議会だから上乘せ的去って行くという意気込みだとしても、少しそれはオーバーラン、オーバーランというのはよくないかもしれないけれども、それは影響が大き過ぎるかなという気がする。私は、これについてはすべきではないというように強く思います。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。

事務局に確認なのですが、市としての領収書についての黒塗りをしているということでもいいのですか。一般的な公文書があるではないですか。その中の個人の名前は消しますよというのはよくわかるのですけれども、今回は、領収書を公表するという目的の中でやっていることなので、同じようなことが市でも行われているんですかという確認です。

庶務課長

領収書の原本に黒く塗っているわけではございません。提出いただいた原本は保管をしております、それを公文書としてコピーしたものを閲覧用に黒く塗っております。これについては、ホームページに公開していただく場合であっても、以前から事務局に議員のものを見せてほしいということであれば、どなたでも見ていただけるように用意してございます。

岩堀研嗣座長

公文書としてお出しするときには、市役所の場合も、個人の場合の領収書は黒塗りにしていると。

庶務課長

公文書は、個人名は消して、見せないで出しています。

岩堀研嗣座長

先ほどの御心配は重々わかるのですけれども、ただ、私たちの会派としては、領収書を公開することによって、公開されているからこそ第三者がおかしいなと思ったときに、その会社が本当に実在するのか等含めて確認することができるわけですよ。その辺の信頼性を確保する上で公開しているというように考えているので、黒塗りによって、確認のすべがなくなってしまった場合に、それはやはり公開の意味が薄れてしまうのではないかという考え方です。

箕輪信矢議員

意図としてはとてもよくわかるのですけれども、しかしそうすると、先ほど私が申し上げたような事例もある。そうすると、条例制定権を持っている議会が、情報公開条例のあり方と違うことをやるというのはどうなのだろうという気もするんです。条例体系全体の中でどれだけ積極的になれるのかという範疇で考えるべきではないかという気が、私はいたします。

岩堀研嗣座長

わかりました。そうしましたら、このテーマは深い専門的なとらえ方も必要のようですので、一旦意見として指摘があったということで、今後、我々の会派としても少し調査等してみたいなとは思っていますが、一旦この機会においては意見として挙げさせていただいたということにとどめさせていただいてもよろしいですか。

中田京議員

関連して、ホームページの公開や、更新作業などで毎月同じところ依頼してやっていただいている方たちがいらっしゃいます。使い方は間違っていないと思うわけです。ただ、詳細がわからないのと、人によって価格が違うことと、それから何を変えたかわからないというのが一番心配で、それは先ほど岩堀研嗣座長から冒頭にお話があったのですけれども、そこで、例えば契約書を添付するとか、そういうことによって、たとえ個人の方が請け負ったとしても、その辺が解消かなりできるかな、透明性の確保という意味ではと思いましたので、それも含めてお知らせがあるといいなと思いました。

岩堀研嗣座長

以上、資料2については協議を終わらせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたが、資料1でもしもこれだけはこの点がございましたら御意見いただければと思います。

山中啓之議員

2点に絞ります。資料1を御覧いただけるとありがたいのですけれども、資料1のほうが私の中では重要だと思いました。例年申し上げておりますが、主観に関する部分というよりは、どちらかという手引で決められていることをまず守っているかどうかという、やったほうがいいではなくて、やると我々が決めて、自分たちでやると言っていることが守られていない部分を多く指摘したのが資料1に含まれております。中でも一番頻出度の高いものが、10番、11番、調査研究費の報告書の不備です。具体的には報告書がないものですか、その上で写真がそこにはないですとか、あとは、これは事務局との兼ね合いにもよるのでしょうかけれども、本人の顔写真が写っていないというケースが一番多くございました。次のページもそうなのですけれども、17番もそうです。そういったことは、毎年言うのも嫌なので、徹底してほしいなと思う次第です。もう一つは、事務局の不備ではなくて、作業上仕方がないのですけれども、写真を白黒にするとつぶれてしまって見えないケースが非常に多くて、決めたことが検証できない。先ほどありましたけれども、事実上検証不可能になってしま

うので、領収書がつぶれて文字が見えないというのも結構ありますので、そこをしっかりとっていただきたいというのはお願いです。作業ができないし、時間が非常にかかります。これが1点。

もう一つなのですけれども、これも守ってほしいことなのですけれども、レポートについて、12番も問題ですけれども、13番のように現物のコピーがなかったというのもルール違反ですし、19番は特にそうなのですけれども、レポートで公文書を出すときは、まつど自民のまつどが松戸（漢字）になっているとか、私から言うことでもないもので、野球で言えばアピールプレーなので、私がするのも少しあれなのですけれども、自分に関して言えば、個々の賛否が、無所属議員2名賛成、無所属議員3名反対というとき、私のもとに、山中はどっちなのという問い合わせがあったので、賛否の公開をする以上は、そこら辺はしっかりとってほしいなと思います。どういう意図なのかわかりませんが、ありませんけれども、中途半端にしないで、特定されるように出してほしいというのが、ありましたので、そういうところは今までもちゃんとやってください、ほかの議員に迷惑がかからないようにやってくださいというところは徹底してほしいなと思いました。少し翻って、最初に指摘した10番、11番、杉山由祥議員に対しては、ほかの議員からも例年多数出ていますので、先ほど資格の話がありましたよね。私は資格取るのは別に構わないと思うのです。結果的に大学院へ行こうも含めて。ただ、きちんと報告書があって、その上での結果報告をして、その上で資格取得なら問題ないのです。ただ、しっかり毎回都度の所感があって、毎回きちんと出席しているということが分かる写真もないのに、結果卒論だけでオーケーというのは、私はいかがなものかと思うという意味で、10番、11番のように書いております。

大きく分けて2つです。両方ガイドラインを守れていなのですけれども、1つは調査研究の報告をしてくれ、もう一つはチラシについての疑義が生じないようにきちんとルールを守って、ほかの人に迷惑がかからないようにやってくださいということです。

13番の鈴木大介議員のものは、中田京議員もほかのところで指摘されているのですけれども、やはりレポートの現物ではないものを白黒でコピーして添付すると、確認できないものが多くありました、最近皆さん上手にグラデーションを使われているので、名前がかすれて見えないとか、内容が確認できないものが非常に多かったので、現物一部コピーしていただけるか、カラーコピーにしていれば解決です。特にここに書いてありませんけれども、致命的だったのは、関根ジロー議員のチラシで、色弱者の色覚チョークの件について、対比されていたのですけれども、全部つぶれて真っ黒なので、こっちとしては何が書いてあるかわかりません。そういうのを改善したい議員の思いもあると思うので、多分反対はされないという前提でお話をしますけれども、そうい

う人が見てもわかりやすいようなレポートを、むしろ見てほしいものだと思いますので、現物か現物コピーにして、カラーならばカラーにしてほしい。白黒なら白黒でもいいですけれども。そうしないと、チェックと公開という二重の意味で支障が生じているということが、今回顕著になりましたので、そこはぜひとも考えていただきたいなと思いました。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。

高木健議員

私のほうでも、6番、7番について、大谷茂範議員の名前が書かれているのですが、ほかにも多くの方がいらっしゃって、大谷茂範議員の名前だけしか書いていないのは何でだろうと思うのですけれども、支払証明書で意外と多かったのが、支払事由のところに〇〇代としか書かれていないことが多いのですね。例えば電気代、インターネット代、あるいは携帯電話の使用料などの名目が書かれているだけで、何年何月分というのが書かれていないことが多いのですよ。ぜひそれは書くようにするべきではないかと思います。

それと複合機のリース会社の領収書であるのですけれども、引き落とし日と金額、契約番号は書かれているのですけれども、複合機のリース料なのか、印刷機のリース料なのか、何なのかがわからない。それと、何月の使用分がいつ引き落とされたのかがわからないという領収書があるのです。そういった意味では、領収書を発行した会社の責任なのですけれども、備考として何々の利用料として何月使用分というようなことを手書きでもいいので書くようにしてはいかかなというように思います。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。ほかにありますか。

高木健議員

ここに書かれていないことでもよろしいでしょうか。

岩堀研嗣座長

それは……。

高木健議員

私が指摘をいただいたことについてなのです。事務局から、今回の領収書の提出についてのところで、ある部分について修正したほうが望ましいと指摘を

受けた点についてなのですが、よろしいでしょうか。

岩堀研嗣座長

指摘を受けたというのは。

高木健議員

領収書についてなんですけれども、領収書の名前のところに、社判だけでなく、取扱者の名前、サインですとか、朱印ですとか、あるいは角判ですとか、そういったものを合わせて押した領収書が望ましいということで御指摘をいただきました。なので、社判だけでなく、取扱者の、例えばレシートであればレジ担当者の名前がレシートに載るではないですか。そういったような取扱者のサインや朱印や角判を合わせて領収書にはつけるようにと、手引には書かれていないのですけれども、基本的な方向性としてきちんとルール化するべきかなというようには思いました。御指摘をいただいたので、私、その方に判をもらいに行ったり、いろいろ駆け回ったもので、ルール化していただければと思います。よろしくをお願いします。

岩堀研嗣座長

どの程度の範囲まで領収書として見なすというか、最低限何が必要かということですが。

高木健議員

社判だけでなく、取扱者の名前、角判が必要かどうかということです。

大橋博議員

それは出せるところと出せないところがあるからね。

高橋伸之副座長

何の領収書なの。

高木健議員

書籍を購入したのですけれども、要するに本屋の判だけではなくて、取扱者の名前の判だとか、そういうのがあるべきだという指摘だったのです。

高橋伸之副座長

指摘されたの。

高木健議員

事務局から、この領収書だと問題があると思いますと、指摘されました。要するに本屋の社判だけではなくて朱印を押せというように言われたので。

岩堀研嗣座長

その事例に関しては、後ほど事務局とも個別に調整していただきたいと思えますけれども、最低限どこで購入したかということに関しては、領収書には普通印が押されますよね。ただ、それが原則で、そのように当然努めていただきたいのですけれども、ネットで購入した場合、例えばメールで領収書をいただいた場合に、プリントされて判が出てきているものがあるかと思いますが、その辺については……。

桜井秀三議員

個々に判断してもらおう。

岩堀研嗣座長

わかりました。意見として伺わせていただきます。

今、山中啓之議員からいろいろ御指摘ありましたけれども、ほとんどが手引どおりにきちんとやっていたらということに思われる項目かと思しますので、その辺の徹底をぜひお願いしたいと思います。

中田京議員

今の岩堀研嗣座長の発言と同様に、この資料1のほうにも、気づいた範囲で23番、27番、30番、31番と既に申し合わせで守りましょうと言っていることがそうされていないことがありまして、これに関しては猛反省していただきたい、あるいは直せるものなら直していただきたいと思えます。

それからもう一つ、私について御指摘がありました。これは、事情を説明させていただきます。議会報告等のイベントを開催しますと、準備のためと片づけのための時間が必要で、市の公共施設を借りる場合には、正時から正時、要するに、何時半からというのは無理なのですね。そうすると、前後に1時間ずつ余裕を見て借りますので、その分は、政務活動費で使ってはいけないというのであればわかりますが、とり方としてはごくごく普通、それから実際に会合の準備、片づけに使っておりますし、ぴったりの時間に出られないというのは皆さんよく御存じのとおりと存じますので、これについては改める気はないです。

岩堀研嗣座長

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

(2) 通信交通費上限額を月1万円から年12万円への改正及び改正時期について

岩堀研嗣座長

議題2に進めさせていただきたいと思います。

前回の協議の中で、通信交通費の上限額を月1万円から年12万円へ変えてはどうか、さらにはこの12万円の枠も撤廃してもいいのではないかということに対して、今日ここで、この会議体としての意見がまとまるのであれば、まとまったものを、その後議長のほうに報告したいというように思っております。さらに、そうした場合、改正の時期についても、少し御意見をいただきたいと思いますですが、御意見はありますでしょうか。

中田京議員

基本的に賛成いたします。月1万円という限度ですと、オーバーする月もありますし、特に定例会開催中は通信交通費が、私の場合はがくと下がります。毎日ここに来るので、必要がなくなるわけです。ところが、ほかの月でオーバーしたところは認められないという残念な思いがありますので、月1万円から年12万円については大変ありがたいし、そのほうがいいと思っています。今、4分の1ということなので、実際にやってみて、私はかなり丁寧に使わせていただいているつもりなのですが、実際に今の4分の1の制度があれば、12万円を越すのはかなり難しいという現実もあると思います。ですから、上限なく幾らでもというようにしても大丈夫だろうとは思いますが、考え方として、通信交通費だけで政務活動費がなくなってしまうみたいなことになるのは政務活動費の本来の意味とずれてくるから、年間12万円ということだけでいいのかなというように思っています。

それから最後の改正時期ですけれども、やはり改選期から行って、そういう意味では12、1、2、3、そこは12分の4の数字を充てればいいと思います。ですから、今年度に関しても、同様の12分の8になるでしょうか、そうなればいいのではないかなと思います。今年度から該当しないというのであれば来年度からでもいいかもしれません。

岩堀研嗣座長

ほかに御意見ありますでしょうか。

高木健議員

会派で意見を取りまとめてということだったので、意見を伺ってきました。まず、事前に元の形に戻したらどうかというような御指摘が以前あったと思う

のですが、それについて、やはり情報公開が行われて、資料の閲覧が市民の方々にもできるようになったことから、やはり領収書はきちんとつけるように、今の形にするべきだろうという話でした。その上でなんですが、月1万円から年12万円にするべきだと、これは中田京議員の言うように月によってばらばらですし、領収書の取りまとめの手間もありますので、そういった形で構わないだろうということになります。また、年12万円使い切ることは少ないとは思いますが、今あるものを取り払う必要はないのではなかろうかと思えます。そういった意味では、まず年12万円という制度でやってみて、取り払う云々の議論については、追々必要性に応じて議論していけばよいのではないかと思います。まずは年12万円で行って見ましょと。そして改正時期については来年の4月からはいかがだろうかとこのように考えるものですが、いかがでしょうか。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。

山中啓之議員

私も月1万円から年12万円の改正に強く反対するものではありませんが、領収書の添付があるという前提ならば、年12万円の根拠も崩れていますから、あえてとりあえず12万円にしてやってみるのもいいですし、12万円の上限枠は取ってしまっても、現実的には問題は起きないのではないかと思います。ですから、12万円に反対するわけではないですけれども、どちらかという上限なしの領収書完全添付を改選時期以降なり、締めところで認めるべきだというのが一番理想だと思いました。

岩堀研嗣座長

ほかにございますか。

ちなみに市民クラブでも、領収書を添付するようになりましたので、月1万円の枠は要らないという意見がでました。年間12万円も、恐らくいかないと思えますし、基本的に自己責任のもとに市民に説明責任が果たせれば、できるだけ議員が使いやすいような形にしていくことも必要ではないかという意見から、年12万円も撤廃していいのではないかという考え方です。また、その中で意見として挙げさせていただきたいのは、政務活動費の目的は政務活動ですので、できるだけ議員が使いやすいようなあり方が望ましいのではないかと、そういった本質的なところを、例えば時期なり一度整理した上でいろいろな各論があるかと思えますけれども、今日のような各論について話し合っていく必要があるのではないかという意見でございました。ただ、高木健議員のおつ

しゃるように、今の段階では12万円をとりあえず設定しておいて、様子を見ながら今後判断していくということもいいのではないかなというように感じました。

それで、時期の件に関してですが、事務局から御意見があればお願いしたいと思います。

庶務課長

通信交通費の場合、どこの市もそうなのですけれども、4月1日から3月31日という会計年度の原則に基づいて行っていますので、改選の時期に規定を改正して、急に年度の途中で変えるよりは、新年度が始まる4月1日からお願いできますとスムーズに移行できるかなというように考えております。

岩堀研嗣座長

ただいま事務局のほうから来年度以降に合わせて変えていったらいかがでしょうかということですが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。

最後の御報告になります。前回、領収書の後払い精算方式というんでしょうか、それについての話題が出まして、少し調査をしていただきましたので御報告をお願いしたいと思います。

庶務課長

大阪府の羽曳野市の事例を報告させていただきます。羽曳野市では会派、また議員に月6万円の交付ということで、松戸市に近いような交付額でございまして、調べさせていただきました。2年前から、議会改革の一環として後払い方式を採用しているということでございまして、交付は、実績報告書を四半期ごとに年4回、7月10日、10月10日、1月10日、4月20日の年4回収支報告書を出していただきまして、審査後に市長に実績の報告書を提出して、その後市長から交付額の決定がなされまして、各議員にその月の月末にお支払いされるという状況でございまして、羽曳野市の場合もそうなのですけれども、後払いとなりますと、政務活動を行っていただく間は、議員が立てかえていただく形になりますので、松戸市の場合でございまして、会派と議員とそれぞれ受取額を申し出ていただいておりますので、例えば会派の場合は四半期ごとですと、少ないところで9万円、多いところで75万円を立てかえていただくよ

うな形になります。年1回の交付ということになりますと、36万円から、多い会派は300万円を立てかえていただくような形になります。議員の場合ですと、四半期の場合は9万円から、多い方は15万円立てかえていただくということになりますし、年1回ですと36万円から60万円を立てかえていただいて、収支報告書の提出の後、経理責任者等会議を開催し、そこで金額を決定後、支出の手続をとるという形になります。これが四半期後との場合には4回収支報告書を出していただいて、この経理責任者等会議を行うような形になるうかと思えます

岩堀研嗣座長

まず、調査していただいたことを御報告していただきましたので、一度持ち帰っていただいて、今後、政策実行フォーラムで問題提起があるようでしたら、そのときに改めてお願いできればと思います。

以上でよろしいですか。

山中啓之議員

運営と権限について2つお願いがあります。1つは、今回の資料1が、以前からの指摘がある旨ガイドラインに明記されているものとして、主だって議論がされず、個人の議員が引用するにとどまりました。今回、資料2の、運用が特に決まっていないうもの、協議が必要とされたものをメインに協議してきたのですけれども、その運営について非常に問題があると思っております。具体的に言いますと、私は、先ほど申し上げたとおり、何年も決まっていることで守られていないものを徹底するほうが重要だと思うのです。私たちが決めたことで守られていないものが、幾つか最後のほうに私も抜粋して言って、結局それが直らなかつたらまた同じで、一部の議員がまた来年同じように時間をかけて調査して、事務局がまたさらに時間をかけてここに載せて、こういう扱いをしていたら、改善は何年たっても起きないと思うのです。ですから、決まっていない主観に対して、例えば先ほど箕輪信矢議員みたいに、自分で遠慮しますと言ってくださったようなレベルの話がされている一方で、決まっていることすら守っていない人がそのまま経理責任者等会議に出席せずに、会派内でもシェアされずに、結果として毎年同じようなものが上がってくるということは大問題だと思うので、そちらをもっと議論してください。結局それに何十万円も使われていますので、それがなし崩しのまま、なあなあになっている今の手引なのですよ。あるいは手引を遵守していない我々の実態だということを重く受けとめて進行に当たっていただきたい。でないと、私は来年もまた同じ指摘をしなければいけないのかと考えると非常に非生産的で不毛ですし、これだけ時間をとる原因の多くがそれなのです。ですから、それを改めていただきたい。徹

底していただきたい。この扱いはどうなるのかの御助言を伺いたいのが1点。

もう1点は、資料1及び資料1にも載らなかったもの、先ほど高木健議員からもありましたけれども、私からもありました。そういったものを本人だけの確認ではなくて会派内でシェアしてほしいのです。例えば私がたまたまA議員に質問したことが、そのときだけ領収書の差しかえとで解決しても、そのケースが知見として、議会として共有されていないので、来年また同じ、あるいはもっと多くの議員に指摘するということが頻発しています。議会としての経理責任者等会議の意義を考えたときには、我々が議会として市民に説明責任を果たすということがありますので、それをもう少し知見として共有していただけないでしょうか。でないと、皆さんのお時間をとっていただいて、大事な問題を積み残したまま、また来年繰り返される。ここに来ていない、会派でどれくらい周知されているのかわからないですけれども、結果的にされているのか、されていないのかわからないくらいいっぱい同じような事案が残っていることに対して、私は非常に不満です。ですから、既決事項のルールに対して、何年も変わっていないのは悪質ですから、計上を認めないという判断もときには必要なのではないかなと思っていますけれども、そこを徹底していただきたいと思います。でないと、これはただの意見の言い合いで、参考にしたい人だけがどんどん高見にといいますか、気をつけて、気にしない人はずっとそのまま放置されている状況、これは問題だと思いませんかというのが岩堀研嗣座長に考えていただきたいと思っておりますので、今回の資料1についても大変問題が残ったままの経理責任者等会議だと私は理解しておりますということだけは申し上げておきます。

岩堀研嗣座長

ありがとうございます。検証のあり方だと思いますけれども、これについては、私も同じような気持ちも持っております。何度も同じような指摘を受けて、それを繰り返している状況に対して、また同じことをという気持ちは当然出てくると思います。ですので、そのあり方については、今後やはり考え方を少し考えていくというか、問題意識として、私も共有させていただいておりますので、今後また考えていきたいというように思っております。また、会派での共有は、皆さんに徹底してやっていただかないと、ここで話し合われた内容が知らなかったというようになってしまったら、時間を割いて一生懸命調べてくださった方々に対しても非常に申しわけないことですので、そこは各会派の経理責任者として徹底をお願いしたいと思います。

山中啓之議員

それがうまくいけばいいのですけれども、それがされていないので、されて

いない別の議員が同じような問題を、昨年解決したはずの問題をやられてきているので、そういう人には岩堀研嗣座長から注意してくださいというレベルだと思います。よろしくお願いします。

岩堀研嗣座長

検証のあり方ということで、今後考えていきたいと思えます。

山口正子議員

今回の資料の配付について、少し不公平かなというように思いましたので、資料については同一の配付をしていただきたいと思います。日本共産党の指摘に対しては即資料が配布されましたので、不思議に思ったのですけれども、公平にということをお願いします。

中田京議員

多分、この会議は今回に関してはこれで一応きりということになると思えます。そうすると、次は、改選期になるのか、あるいは改選後になるのか、その辺になると思うのですけれども、特に慣れていらっしやらない新人議員が当然出ていらっしやると思えますので、これまでいろいろと注意としてあったことを、きちんと、いわば明文化して、こういう手引ではないけれども、こういう注意も出たのだよということ、例えば座長名でお出しになるのでも、事務局のほうでもいいのですけれども、具体的に必ずお伝えいただきたいと思います。それは先ほどからの御発言の確認としてぜひお願いします。

岩堀研嗣座長

わかりました。

ほかにならうでしたら、以上で経理責任者等会議を終了いたします。長時間、ありがとうございました。

座長散会宣告

午後0時34分